

令和 5年度 工 事 名 泊港橋耐震補強工事(R5)

施工地名 那覇港泊ふ頭地内

工 期 180 日間

特 記 仕 様 書

第1条（共通仕様書の適用）

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。
		4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
				2	受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提示しなければならない。
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。様式は、（技

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		6	現場の管理	1	術建設業課HP→工事関係（土木・営繕）→施工体制台帳参考様式）参照。 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。 2 完成通知書の添付書類として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
		11	下請業者の県内企業優先活用	1	受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。
		12	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 7 第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		13	建設発生土について	1	<p>搬出の抑制及び工事間利用の促進</p> <p>1) 搬出の抑制 適正な施工により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。</p> <p>2) 工事間利用の促進 建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。</p>
				2	<p>工事現場等における分別及び保管 建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。</p>
				3	<p>運搬 次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。</p> <p>1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。</p> <p>2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。</p> <p>3) 海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。</p>
				4	<p>受入地での埋立て及び盛土 建設発生土の工事間流用ができず、受入地において埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、海上運搬埋立地において埋め立てる場合には、上記の他、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		14	標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について	1	本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。
		15	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事用建設機械 [ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW] <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・ホイールローダ（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ローラ類 ・ラフテレーンクレーン
		16	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
				3	受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」（COBRIS）により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
		17	ゆいくる材について	4	本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事である。
				1	（ゆいくる材の利用） 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。
				2	（建設廃棄物の搬出） 1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				3	<p>を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。</p> <p>2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合 う中から、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由 がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p> <p>（ゆいくる材の品質管理）</p> <p>1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基 づいて行うこと。</p> <p>2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(公財)沖縄県建設技術センタ ーあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>3) 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の 現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない 。</p>
		18	環境対策等について	4	<p>（完成時の提出）</p> <p>受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆいくる材利用状況報告書 ・ ゆいくる材出荷量証明書 ・ 再生資源利用実施書、同利用促進実施書
		19	アスベスト含有建設資材の使用 禁止について	1	<p>受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及 び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況 の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。</p>
		20	電子納品	1	<p>原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが発行す る「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。</p> <p>本工事は、電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		21	工事完成図書の提出	1	<p>ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。</p> <p>工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。</p>
		22	情報共有システムの使用	2	<p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。</p>
		22	情報共有システムの使用	1	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システム（沖縄県CALSシステム）を使用するものとする。</p> <p>現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な下記程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により、当該整備が不可能な場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1 / 10</p> <p>【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 / Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p>
		23	沖縄県CALSシステム使用許諾料の支払い	1	<p>受注者は、沖縄県CALS システムの利用にあたっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を、沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p>
		23	沖縄県CALSシステム使用許諾料の支払い	2	<p>使用許諾料を支払ったときは、すみやかに監督職員に支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出すること。</p>
		24	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	<p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。また、提出された内容については、工事成績の評価対象になる。</p>
		25	公共事業労務費調査等に対する協力	1	<p>本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				2	調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				3	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
				4	本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
		26	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
				2	暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
				3	暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
				4	排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
		27	ワンデーレスポンスの実施	1	この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
				2	「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」にすることである。
				3	受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
		28	ガイドライン等の遵守について	1	設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（沖縄県土木建築

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		29	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	2 1	部) 及び「工事一部中止に係るガイドライン」(沖縄県土木建築部)によるものとする。 「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン」(沖縄県土木建築部)を参考とする。 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。
		30	設計図書における資材等の取扱いについて	1 2 3	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。 なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
		31	設計変更等に伴うコリンズ登録について	1	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種(いわゆる主たる工種)」が変更となる場合には、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、変更登録を行うこと。
		32	不正軽油の使用の禁止等について	1 2	受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
		33	産業廃棄物税について	1	本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
		34	工期	1	工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。 準備期間 60日 後片付け期間 3日 雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 不稼働日数=実働日数

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		35	工事工程の共有	1	<p>×係数) 0.72</p> <p>受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。</p> <p>施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1)~5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。</p> <p>1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 3)工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 4)資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 5)その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>
		36	主任技術者及び監理技術者について	1	<p>本工事の請負金額が下記に該当する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で置かなければならない。</p>
				2	<p>次のイ又はロに掲げる者</p> <p>イ. 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>。</p> <p>ロ. 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。</p>
				4	<p>4千5百万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。</p>
				5	<p>上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者証」という)の交付を受けた者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者)でなければならない。</p>
				6	<p>上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。</p>
				7	<p>監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない</p>

特記仕様書

[沖縄県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					ない。
				8	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
				9	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
		37	建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて	1	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
		38	生コンクリートについて	1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	各構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、以下の通りとする。 鉄筋コンクリート 50% 無筋コンクリート 55%
		39	テストハンマーによる強度推定調査	1	受注者は以下に示す構造物について、施工完了後（材齢28日から91日の間）にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。なお、測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）（コンクリート標準示方書（規準編））により実施するものとする。 対象構造物：P2橋脚
				2	受注者は、強度推定調査の実施方法について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
				3	受注者は、強度推定調査の結果を、すみやかに監督職員に提出しなければならない。
		40	ひび割れ発生状況の調査	1	受注者は、以下に示す構造物について、施工完了後（埋戻前の段階確認時及び材齢28日から91日の間）に目視によりひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。
				2	受注者は、ひび割れの発生が確認された場合は、その状況を調査のうえ、（ひび割れ面積、長さ、最大ひび割れ幅等が概略的に分かる資料）監督職員に提出するものとする。
		41	スペーサー	1	受注者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置しなければならない。 スペーサーは、フーチング・柱及び壁高欄等は1m ² あたり原則2個以上、梁・主桁・床版等については、1m ² あたり原則4個以上を設置しなければならない。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		42	手摺先行足場	1	<p>「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。</p> <p>上記において、「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達する事が出来ない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。</p>
		43	「快適トイレ」設置の試行工事	1	<p>本工事は、建設現場の環境改善を図るため、建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領（以下、「要領」という）対象工事である。受注後、快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。詳細は、要領を参照されたい。</p> <p>（技術・建設業課HP → 2. 主な事業(施策)の紹介 → 13. 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書） http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html</p>
		44	法定外の労災保険の付保		本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
		45	工事円滑化会議について	1	<p>本工事は、工事の着手前に、現場条件、施工計画、工事工程等について、受注者と発注者が一堂に会して、情報共有を行い、円滑な工事を実現することを目的として開催する「工事円滑化会議」の試行対象工事である。受注者にて「工事円滑化会議」を希望する場合は、発注者へ開催について申し出ることによって（協議簿等は必要ありません。）実施することができる。</p> <p>なお、工事円滑化会議は、工事の円滑化が目的であり、設計変更等の協議を行う会議ではありません。</p> <p>『工事請負契約における設計変更ガイドライン』で設計変更可能なケース、又は、入札手続きの前の質問回答書で設計変更対象と記載があるもの以外は、基本的に設計変更の対象となりません。</p> <p>その他事項については、沖縄県土木建築部 沖縄県 工事円滑化会議 試行要領による。</p>
		46	建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	1	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p>
		47	本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について	1	<p>受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の内の事業主が</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				2	<p>納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。</p> <p>また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。</p> <p>発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf</p> <p>【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf</p> <p>【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】 ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html</p>

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

[コンクリート耐久性向上対策特記仕様書]

塩 化 物 総 量 規 制		摘 要	
工 種	種 別	規 格	部 位
RC増厚工		30-12-20	橋脚
RC巻立て工		30-12-20	橋脚
水平力分担壁工		30-12-20	橋脚, 橋台
落橋防止壁工		30-12-20	橋台

ア ル カ リ 骨 材 反 応 抑 制 対 策		摘 要	
工 種	種 別	規 格	部 位
RC増厚工		30-12-20	橋脚
RC巻立て工		30-12-20	橋脚
水平力分担壁工		30-12-20	橋脚, 橋台
落橋防止壁工		30-12-20	橋脚

特記仕様書

[沖縄県]

第1条（適用工種）

次の示す構造物に使用するセメントコンクリートは、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策対象とする。別紙表-1、2を参照

第2条（コンクリート内の塩化物総量規制）

前第1条に示す構造物は、次に示す塩化物総量規制を満足するものでなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレスコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、 0.3kg/m^3 （c1-重量）とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレスコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量は、 0.3kg/m^3 （c1-重量）とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れのある場合は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合は、 0.3kg/m^3 （c1-重量）とする。

第3条（塩化物総量の測定）

塩化物総量の測定は、請負者の責任において行うものとし、測定は原則としてコンクリートの打設前（グラウト注入前）に打設場所で行い、測定器具、測定方法は次によるものとする。

- (1) 測定器は、その性能については（財）国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いるものとする。
- (2) 測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、又、測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後表面の水分を取り除いたものを用いなければならない
- (3) 測定方法

[a] 資料の採取

資料はJIS1115（フレッシュコンクリートの資料採取方法）に従い必要量を採取するものとする。

特記仕様書

[沖縄県]

[b] 測定

採取した資料は、さじ等を用いて充分攪拌した後それぞれ測定に必要な量を採り分ける（一回の検査に必要な測定回数は、3回とし、判定方法はその平均値で行う。）

[c] コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を時式を用いて計算する。

$$C_w = K * W_w * X / 100 \quad (\text{kg/cm}^3)$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当りの塩化物含有量 (kg/cm³, cl-重量換算)

k : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数

(CL-では1.00、Naclでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m³)

X : 3回の測定値の平均値

(フリージング水のcl-またはNacl換算塩化物濃度%)

第4条 (塩化物の測定回数)

塩化物の測定回数は、下記によるものとする。

- (1) コンクリートの打設が午前・午後にもたがる場合は1日につき2回以上（午前・午後）打設前に行うものとする。但し、打設量が少量で半日で打設が完了する場合は1回でよい。
- (2) コンクリートの種類（材料、配合等）や工場が変わる場合は、その都度1回以上の測定を行うものとする

第5条 (塩化物の測定結果の判定)

塩化物の測定結果の判定は、測定ごとに行うものとしそれぞれの測定における3回の測定の前第2条に示す塩化物量以下

特記仕様書

[沖縄県]

でなければ打設してはならない。

第6条（塩化物の測定結果の報告）

測定結果は、別表（コンクリート中塩分測定表）をとりまとめの上報告しなければならない。また、工事途中においても監督職員より測定結果の提出を求められた時は、ただちに応じなければならない。

第7条（アルカリ骨材反応対策）

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については、1，2を優先する。

1. コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大値（Na₂O換算値%）／100×単位セメント量（配合表に示された値kg/m³）＋0.53×（骨材中のNaCl%）／100×（当該単位骨材量kg/m³）＋混和剤中のアルカリ量kg/m³が3.0kg/m³以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量×単位セメント量が2.5kg/m³以下であることを確かめればよいものとする。

2. 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント（B種またはC種）あるいはJIS R 5213

フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント（B種またはC種）、もしくは混和材をポルドランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3. 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注の結果で無害と確認された骨材を使用する。

特記仕様書

[沖縄県]

注) 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レデーミクスコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（科学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レデーミクスコンクリート）の付属書8「骨材アルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

第8条（アルカリ骨材反応対策の報告）

前第7条によって決定した対策は、関係書類を添付し監督員に報告しなければならない。

第9条（その他）

本体策の適切な施工を確認するため、必要に応じ骨材の抜き取り試験を行わせる場合がある。

第10条（コンクリート二次製品における塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策）

本工事に使用するコンクリート二次製品は、塩化物総量規制については製造工場での管理データや製造時での検査表等によって、塩分量が規制値以下であったこと、またアルカリ骨材反応対策は、製造業者に前第7条のどの対策によっているかを報告させ、ともに適合しているものを使用するものとし、その記録を提出するものとする。

特記仕様書

[沖縄県]

コンクリート耐久性向上対策適用二次製品

品名	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応抑制対策

現場説明における条件明示

特記事項	内 容	
1. 工程関係	1	特になし
2. 用地関係	1	特になし
3. 公害関係	1	本工事箇所は住宅地であるため、十分に公害防止に努めること。なお、昼間作業を基本としているが、夜間作業が必要な場合は、事前に監督員と協議すること。
4. 安全対策関係	1	本橋梁は供用開始しており、荷役車両や高速船搭乗者の通行が多いため、十分な安全対策を行うこと。なお、工事は片側交互交通による規制を基本としているが、大型重機により全面通行止めを実施する場合は、事前に監督員と協議すること。
	2	<p>本工事において、不発弾等が発見された場合は、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態での保存すること。</p> <p>上記については、下請業者へも周知すること。</p>
5. 磁気探査	1	鋼矢板打込箇所の磁気探査は令和4年度に完了しており、鉛直磁気探査において、地中部に異常点が確認されている。詳細については図面を参照し、周囲を施工する際には確認探査を実施すること。
6. 工食用道路関係	1	特になし
7. 仮設備関係	1	橋脚周りの止水対策として鋼矢板の打込を実施するが、過年度に一部完了しており、本工事は引き継いで打込を行う。過年度工事において、地中部に転石が確認されていることからWJ併用の打込としているが、一部、硬質な岩層が確認されたため、その箇所においては硬質岩盤専用の打込としている。
	2	打込完了後、試験的に鋼矢板内の排水を行い、水圧による鋼矢板の変位がないかを確認すること。
8. 建設副産物関係	1	<p>本工事で発生する土砂は、那覇港新港ふ頭に仮置きする予定である。</p> <p>新港ふ頭は別事業で工事実施中であるため、土工開始前に監督員へ仮置場の調整を行うこと。</p>
9. 積算条件	1	諸経費は港湾請負工事積算基準書に基づき、積算に係る工種区分は「港湾工事(構造物工事)」、施工地域区分は「重要港湾」、契約保証に係る補正「金銭的補償あり」としている。
10. 業務委託等	1	本工事に含まれる磁気探査業務は、土木工事標準積算基準書の共通仮設費準備費(積上げ分)の費用である。ただし、その積算方法は、間接工事費等の対象とはせず、令和4年度版設計業務等標準積算基準書により諸経費を含んだ費用を計上し、業務価格を工事価格に合算して積算している。
11. 支給品	1	<p>下記の資材については支給を行うため、対象工種に使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鋼矢板(IV型) 21枚

現場説明における条件明示

特記事項	内 容
12. その他	<p>1 ・ライナープレート 一式 「本工事は、下記の基準を適用している。」 ○沖縄県土木工事標準積算基準書（令和4年度版） ○港湾請負工事積算基準書（令和4年度版） ○実施設計単価表（令和5年4月1日版） ○建設機械等損料表（平成4年度版）</p> <p>2 低空頭圧入機の輸送費の内訳は以下のとおり計上している。 海上輸送費（調査単価）＋損料（固定費8日）＋陸送（九州≦130km、沖縄≦5km）</p> <p>3 下記資材・歩掛については単価調査結果を用いて積算しているが、今年度の調査は実施中のため、昨年度の調査結果を用いて算出している。調査完了後、変更の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [資材単価] P 1 落橋防止装置（PC鋼棒、その他関連資材） ・ [施工単価] P 1 落橋防止工 ・ [輸送費] 低空頭圧入機海上輸送費 ・ [施工歩掛] 低空頭圧入機による鋼矢板引抜き ・ [施工歩掛] 低空頭圧入機による鋼矢板引抜き（9箇所継ぎ） ・ [施工歩掛] 低空頭圧入機設置・撤去

コンクリート中の塩分測定表

泊港橋耐震補強工事(R5)

請負者名：

主 監 督 員	現 場 監 督 員	現 場 技 術 員

測定者氏名			
立会者氏名		監督	請負者
測定年月日		令和 年 月 日	時 刻
工 種			種 別
コンクリートの種類			
コンクリートの製造会社名			
混和剤の種類		m3当たり 使用量	
セメントの種類			
単位水量			
測定器名			
		測定値 (%)又は空欄	塩分量 (kg/m3)
測定 番号	1		
	2		
	3		
計			
平均値			

備考：測定結果に対する処置を講じた事項を記入する。